

鹿児島県伝統的工芸品指定品目等の概要（令和7年3月25日付分）

1 県伝統的工芸品の新規指定

品目・製造者	概要等
<p>(1) 木樽蒸留器 ※品目及び製造者の指定 津留商店 津留安郎（曾於市）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・先代からの伝統的技術・技法を受け継ぎ、ほとんどの行程が手作業で製作され、30年以上の歴史を有している。 ・原材料の杉や唐竹も伝統的に使用されてきた原材料を使用。 ・100度の高温に対応できる高品質な焼耐用の木樽蒸留器を製造しており、焼酎蔵からの需要も高い。

2 県伝統的工芸品の指定製造者の解除

品目・製造者	概要等
<p>(1) 太鼓（チデン） ※指定製造者の解除 川畑織機製作所 川畑 照雄（鹿児島市）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造を中止しており、後継者もないことから、鹿児島県伝統的工芸品指定要綱第7条第2項により、指定製造者を解除する。
<p>(2) 宮之城花器 ※指定製造者の解除 竹昌商事 鍋田宗敏（さつま町）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人死亡による製造中止のため、鹿児島県伝統的工芸品指定要綱第7条第2項により、指定製造者を解除する。
<p>(3) 竹製品 ※指定製造者の解除 西蘭竹工芸品店 西蘭 親之（さつま町）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造を中止しており、後継者もないことから、鹿児島県伝統的工芸品指定要綱第7条第2項により、指定製造者を解除する。

3 県伝統的工芸品の品目及び指定製造者の解除

品目・製造者	概要等
<p>(1) 刀剣 藤田刀剣鍛錬所 藤田 新一（さつま町） ※品目及び指定製造者の解除</p> 	<p>・ 本人死亡による製造中止のため、鹿児島県伝統的工芸品指定要綱第7条第2項により、品目及び指定製造者を解除する。</p>

4 生産の復活が期待される県伝統的工芸品の指定

(1) 刀剣（記録簿に掲載）